ご 意 見 へ の 回 答

令和８年１１月２０日
図　　書　　館　　長

【件名】
政党機関紙について

【ご意見】
令和８年１０月３０日　　福島市

新聞の閲覧場所に政治政党 共産党の機関紙の日刊新聞「赤旗」が置いてあることに関してです。
公共機関（県立図書館、公立学校、行政組織等）は政治的には公正、中立が求められていると認識しています。（日本国憲法、教育基本法、地方公務員法等）
しかし、本図書館には、政治政党の１つの「共産党」の日刊機関紙新聞「赤旗」が設置されています。しかも一番目のところにあります。これは法に違反しないでしょうか？　公立中立性から設置すべきでないと考えます。また、この新聞は公金から購入されているのでしょうか？

【回答】

ご意見をいただきありがとうございます。

図書館における政党機関紙の収集を禁止する法律はございませんが、公共機関として政治的に中立であることは重要なことだと考えております。
このため当館では、各政党、政党関連団体から寄贈された機関紙（機関誌）を、同じ棚に配置し、閲覧できるようにしています。

その中で、「しんぶん赤旗」については日刊紙であるため、最新号を新刊専門紙のラックに置いています。
これは、このラックに置くことで、最新号であり、複写ができない新聞であることが分かるようにするためです。
また、新聞の並び順は図書館の分類法である日本十進分類法により分類しているものであります。

なお、当館で所蔵している政党紙（政党誌）はいずれも寄贈によるもので、購入はしておりません。

（担当 :資料情報ｻｰﾋﾞｽ部長　電話　024-535-3218）

※ 回答内容は、回答日現在の状況に基づくものです。